

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 三 十 年 十 一 月 十 四 日

告 示

岐阜県告示第五百五十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 N エチル ー、（ニ、フルオロフェニル）プロパン、ニ、アミン及びその塩類（通称ニ、FEA、ニ、fluoroethamphetamine）
- 2 N エチル ー、（四、フルオロフェニル）プロパン、ニ、アミン及びその塩類（通称四、FEA、四、fluoroethamphetamine）
- 3 N フェニル N ー、（ニ、フェニルエチル）ヒペリジン、四、イルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類（通称Cyclopropyl fentanyl）

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成三十年十一月十五日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定

（薬務水道課）

ページ
一

平成三十年十一月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社